

盛岡市市税条例の一部改正について

平成23年6月1日

財 政 部

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、東日本大震災に係る個人の市民税に対する雑損控除額等の特例を設けるものである。

2 改正内容

東日本大震災により生じた住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度分の個人の市民税から適用を可能とする。

（※繰越可能期間については、法改正により、現行の3年から5年へ延長）

3 施行期日

公布の日（平成23年5月26日）

4 専決処分理由

地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）が公布されたことに伴い、被災に係る損失について雑損控除の早期適用を可能とする必要があり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分を行った。

【参考】地方税法の改正内容

1 専決処分以外で条例改正を伴うもの

(1) 個人市民税関係

住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合でも、残存期間について平成25年度分以後の個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用を可能とする。（施行期日 平成24年1月1日）

(2) 固定資産税及び都市計画税関係

東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の手続きを定める。（施行期日 公布の日）

2 条例改正を伴わないもの

(1) 個人住民税

ア 被災事業用資産の損失の特例

(ア) 平成22年分の所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。

(イ) 被災事業用資産の損失による純損失について、繰越可能期間（現行3年）を5年とする。

イ 財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に行われた財形住宅・年金貯蓄の東日本大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。

(2) 法人市民税

ア 法人市民税の中間申告納付の省略

法人市民税の中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

イ 法人税に関する特例措置により影響を受けるもの

(7) 被災代替資産等の特別償却

(イ) 特定資産の買換えの場合の圧縮記帳による課税の繰延べ

(ウ) 買換え特例に係る買換資産の取得期間等を一定要件の下で最大2年間延長

(3) 固定資産税及び都市計画税

ア 津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除

津波により甚大な被害を受けた区域として市長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

イ 被災住宅用地の特例

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を、被災後10年度分の固定資産税及び都市計画税については、住宅用地とみなす。

ウ 被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、取得後3年度分の固定資産税及び都市計画税について、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する部分を住宅用地とみなす。

エ 被災代替家屋の特例

東日本大震災により滅失・損壊した家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該代替家屋のうち当該被災家屋の床面積相当分に係る税額の一部（最初の4年度分の固定資産税及び都市計画税については2分の1、その後の2年度分については3分の1）を減額する。

オ 被災代替償却資産の特例

東日本大震災により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に被災地において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分その価格の2分の1とする。

(4) 軽自動車税

被災代替自動車に係る軽自動車税の非課税

東日本大震災により滅失・損壊した自動車（軽自動車を含む）に代わる軽自動車に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする。